

# 青森県報

第三千五百三十一号

平成二十四年  
四月二十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 課) …… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	( 同 ) …… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	( 同 ) …… 一
公共測量の終了……………	(監 理 課) …… 二
右 同……………	( 同 ) …… 二
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県 民 生 活 課) …… 三
右 同……………	( 文 化 課) …… 三
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(東 青 地 区 民 局) …… 三
土地改良区の定款変更の認可……………	(中 南 地 区 民 局) …… 四
右 同……………	( 同 ) …… 四
右 同……………	( 同 ) …… 四
人事委員会	
人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(職 員 課) …… 四
人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………	( 同 ) …… 五

### 公安委員会

技能検定員等の審査の実施……………

(運 転 免 許 課) …… 五

正 誤

平成二十四年四月六日定例告示中……………

(林 政 課) …… 七

平成十九年五月九日定例告示中……………

(整 備 課) …… 七

## 告

## 示

青森県告示第三百六十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス業 事 業 所	指 定 年 月 日
株式会社東 風株式会社	三沢市岡三沢二 丁目四の二	通所介護	三沢市岡三沢二 丁目四の二	平成 二四・四・一
合同会社ア イディア	三沢市春日台二 丁目一五四の六 四五	訪問介護	三沢市春日台二 丁目一五四の六 四五	"
有限会社フ オト・テン	西津軽郡鰺ケ沢 町大字舞戸町字 上富田一七八	通所介護	西津軽郡鰺ケ沢 町大字舞戸町字 上富田一七八	二四・四・一六

青森県告示第三百六十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社マユミックス	五所川原市中央一丁目八七	五所川原中央居宅介護支援センター	五所川原市中央一丁目八七	平成 二四・四・二六

青森県告示第百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日	
						氏 名
株式会社東風	三沢市岡三沢二丁目四の二	三沢市岡三沢二丁目四の二	介護予防通所介護	デイサービス	三沢市春日台二丁目一五四の六	平成 二四・四・一
合同会社アイディア	三沢市春日台二丁目一五四の六	三沢市春日台二丁目一五四の六	介護予防訪問介護	春日台介護センター	三沢市春日台二丁目一五四の六	"
社会福祉法人福祉の里	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二	介護予防訪問介護	介護老人保健施設みのり苑訪問リハビリテーション	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二	"

有限会社フオト・テン	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一七八	介護予防通所介護	デイサービスセンター健康倶楽部	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一七八	二四・四・二六
------------	----------------------	----------	-----------------	----------------------	---------

青森県告示第百六十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

平成二十三年六月一日から平成二十四年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第百六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

三 測量の期間

平成二十三年九月一日から平成二十四年三月二十六日まで

四 測量の地域

八戸市内

## 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大間町連合NPO

三 代表者の氏名

傳法 暁

四 主たる事務所の所在地

下北郡大間町大字大間字根田内八の一六五

五 定款に記載された目的

この法人は、大間町と近郊に在住する知的、身体障害児（者）とその家族に対して、福祉の増進をはかると共に、地域社会に向けた障害児（者）へのノーマライゼーションの普及啓発に関する事業を行い、心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人健康保養ネットワークあおもり

三 代表者の氏名

柳谷 誠

四 主たる事務所の所在地

青森市大字荒川字筒井三六〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県において、青森県で生活する人びとを対象に、温泉や森林と農林水産業を活用した「自然療法」をはじめとする「地域の健康づくり」と、これを活かした観光や地域づくりの事業を行なうことよって、地域の人びとの健康増進と地域活性化に寄与することを目的とする。

## 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十五日

東青地域県民局長 北 山 功 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	川田 修次郎	青森市大字清水字浜元五一の三	平成 二〇・四・二就任
"	溝江 幸敏	大字飛鳥字塩越一一	"
"	佐々木 勝男	大字奥内字川合四	"
"	市川 和行	大字西田沢字浜田七八	"
"	名古屋 勝義	大字前田字中野二〇の三	"
"	岸田 出	大字内真部字岸田四四の一	"
"	西澤 清光	大字飛鳥字岸田四一	"
"	佐々木 雅友	大字瀬戸字磯田一六	"
"	澤田 光功	大字奥内字川合七の一	"
監事	川田 幸治	大字清水字浜元一九五の二〇	"
"	吉崎 博	大字奥内字川合五七	"
"	齋藤 武則	大字飛鳥字岸田四七の二	"
理事	川田 修次郎	大字清水字浜元五一の三	二〇・四・二退任
"	花田 晴義	大字奥内字平塚八	"
"	溝江 幸敏	大字飛鳥字塩越一一	"
"	西澤 清光	" 字岸田四一	"
"	蝦名 光夫	大字瀬戸字神田五の五	"
"	名古屋 勝義	大字前田字中野二〇の三	"
"	佐々木 勝男	大字奥内字川合四	"
"	永澤 茂春	大字内真部字岸田二三の一	"
"	澤田 今日一	大字西田沢字浜田九二	"
監事	川田 幸治	大字清水字浜元一九五の二〇	"
"	市川 宏	大字西田沢字沖津二五二	"
"	吉崎 博	大字奥内字川合五七	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十五日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、相馬土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十五日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十五日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

人事委員会

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第二十和田警察署十和田湖警察官駐在所の項の次に次のように加える。

下北教育事務所社会  
教育主事佐井村駐在  
二〇 下北郡佐井村大字佐井字糠森 一級地

別表第二西北教育事務所社会教育主事深浦町駐在下北教育事務所社会教育主事むつ市駐在の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 一一(特地勤務手当等)の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等サービスを行う事業若しくは同法第六条の三第二項」に改め、「第五条第八項に規定する児童サービスを行う事業若しくは同法」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十一号

平成二十四年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」

という。(第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十五日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
教習指導員(普通) 技能検定員(普自二)	平成二十四年五月三十一日から六月八日まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識
教習指導員(大型) (中型) (大特) (牽引) (大型) (中型) (大特) (牽引)	平成二十四年六月十一日から同月二十二日まで(土曜日・日曜日を除く。)の午後一時から午後五時まで	右 同	教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識
教習指導員(普通)	一 平成二十四年六月二十五日から同月二十九日までの午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十四年七月九日から同月十三日までの午前八時三十分から午後五時まで 三 平成二十四年七月二十三日から同月二十七日までの午前八時三十分から午後五時まで	右 同	教習に関する技能及び知識

<p>技能検定員 (普通)</p>	<p>一 平成二十四年八月二十七日から同月三十一日の午前八時三十分から午後五時まで      二 平成二十四年九月十日から同月十四日までの午前八時三十分から午後五時まで</p>	<p>右 同</p>	<p>教習指導員 (大型二種)      技能検定員 (大型二種)      (中型二種)      (普通二種)</p>	<p>一 平成二十四年六月十八日から同月二十二日までの午前八時三十分から午後五時まで      二 平成二十四年七月九日から同月十三日までの午前八時三十分から午後五時まで      三 平成二十四年九月十日から同月十四日までの午前八時三十分から午後五時まで</p>	<p>右 同</p>	<p>技能検定に関する技能及び知識</p>
<p>技能検定員 (大自二)</p>	<p>一 平成二十四年六月五日の午前八時三十分から午後五時まで      二 平成二十四年八月二十一日の午前八時三十分から午後五時まで      三 平成二十四年十一月二十八日の午前八時三十分から午後五時まで</p>	<p>右 同</p>	<p>教習指導員 (大自二)      技能検定員 (大自二)</p>	<p>一 平成二十四年六月五日の午前八時三十分から午後五時まで      二 平成二十四年八月二十一日の午前八時三十分から午後五時まで      三 平成二十四年十一月二十八日の午前八時三十分から午後五時まで</p>	<p>右 同</p>	<p>技能検定に関する技能及び知識</p>

午後五時まで  
 四 平成二十五年三月二十七日の午前八時三十分から午後五時まで

(注) 自衛隊教習所にあつては、審査の種類欄の「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

- (一) 審査申請書  
 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。
- (二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

- (三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七 七八二〇〇八一)(内線三三三)に問い合わせること。

平成 二七 七号	発行 年月 日 番 号
告 示	区 分
第 三 九 五 号	番 号
四	ペ ー ジ
上	段
表 中	行
地 元 海 岸 名	誤
地 先 海 岸 名	正

平成 四 三 三 号	発行 年月 日 番 号
告 示	区 分
第 二 一 六 号	番 号
六	ペ ー ジ
上	段
ら 後 ろ か 六	行
分 に 限 る 。 ) ( 次 の 図 に 示 す 部	誤
分 に 限 る 。 ) ( 以 上 二 筆 に つ い	正

漁港漁場整備課

林 政 課

正  
誤

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭